

中国海警局の動向について
ー「維権執法」を中心としてー

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 海上保安大学校 公開日: 2025-06-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://jcga.repo.nii.ac.jp/records/2000120

【資料】

中国海警局の動向について
— 「維権執法」を中心として —

四元 吾朗 崎原 透

はじめに

1 維権執法事案の類型化とその概要

- (1) 尖閣諸島
- (2) 南シナ海
- (3) 台湾海峡
- (4) 北太平洋
- (5) 金門

2 各維権執法事案の海警法との関係

- (1) 尖閣定例巡航事案
- (2) 尖閣日本漁船等接近事案
- (3) 南シナ海事案
- (4) 米艦船台湾海峡通航事案
- (5) 北太平洋公海漁業執法巡航
- (6) 金門島周辺海域巡視事案

3 中国海警船の行動にかかる考察

- (1) 退去を意味する文言が複数存在
- (2) 海警法第 21 条にいう管制措置の概念
- (3) 事態のフェーズを示唆する文言の存在
- (4) フェーズ 1 からフェーズ 2 への移行の判断材料
- (5) 中国海警船の行動形態を示す呼称の存在

おわりに

はじめに

前編¹執筆から二年以上が経過した。この間、中国海警局の公式サイト（以下「中国海警公式サイト」という。）上での変化として、中国海警局の報道官談話が掲載されるようになった点を指摘したい。この報道官の発言が引用される記事内容は、そのほとんどが尖閣諸島や南シナ海関連岩礁をはじめとする自国の主権主張に関するものであり、当該海域における中国海警局の行動を正当化するものである。ここで共通するキーワードが本稿の副題としている「維権執法²」である。この文言は、一般的には、日本語でいうところの「権益擁護」と「法執行」の二つの文言を合体させたものと理解できる。また、この文言は、「中華人民共和国海警法」（以下「海警法」という。）上で合計 28 箇所出現するものの、明確な定義を設けているわけではなく、概ね中国海警局の所掌事務を代表するようなスローガ的な意味合いで使われているものと考えられる³。他方、中国海警公式サイト上のトップページには、「維権執法」専用の記事欄が設けられ、相当数（最初の記事（掲載日：2020 年 7 月 9 日付）から本稿執筆時点（2024 年 10 月 6 日現在）における最終記事（2024 年 9 月 27 日付）までの計 124 件）の記事が蓄積されている。これらの記事を類型化することによって、中国海警局がどのような事案を「維権執法」と位置付けているかが理解可能となる。本稿では、まず、中国海警公式サイト上において「維権執法」として整理される事案（以下「維権執事事案」という。）の類型化を試み、各々

1 四元吾朗、上田晋平「中国海警局の動向について—海警機構の人材確保の現状—」海上保安大学校研究報告第 67 巻第 1 号（2022）121 - 147 頁。

2 前編では「権益擁護法執行」と意識していたが、定訳が難しいため、原文表記「維権執法」を尊重した。

3 海警法第 5 条では、「維権執法」の基本任務を

- ① 海上における安全保衛の展開
- ② 海上における治安の維持
- ③ 海上における密輸・密航の取締り
- ④ 職責の範囲内における海洋資源開発利用、海洋生態環境保護、海洋漁業生産作業等の活動に対する監督・検査
- ⑤ 海上における違法・犯罪活動に対する予防・制止・処罰

の 5 つにカテゴリ化している。詳細については「前掲 1」143 - 144 頁を参照されたい。

の事案内容を概観し、海警法との整合性を確認する。その上で、維権執事事案の行動主体たる中国海警局に所属する船舶（以下「中国海警船」という。）の現場海域における行動について整理し、考察を加えることとする。

1 維権執事事案の類型化とその概要

ここでは、維権執事事案にかかる記事のうち、その表題又は内容から自ずと対象海域が特定できるものを抽出⁴し、整理・分類したものを表 1 に示し、海域カテゴリーに沿って、維権執事事案の内容を概観する。

海域 カテゴリー	対象島嶼等（中国名称）	記事 件数
尖閣諸島	魚釣島（釣魚島）	58
	大正島（赤尾嶼）	1
南シナ海	スカバロー礁（黄岩島）	12
	セカンド・トーマス礁（仁愛礁）	22
	サビナ礁（仙賓礁）	12
	Sandy Cay（鉄線礁）	1
	Iroquois Reef（鰐藤礁）	1
台湾海峡		1
北太平洋		2
金門	金門島（金門島）	2
合計		112

表 1：海域別「維権執法」とその対象

(1) 尖閣諸島⁵

当該海域カテゴリーに分類する記事は、大きく 2 つに分類される。一つは、定例的な尖閣諸島周辺海域での巡航（以下「尖閣定例巡航事案」という。）についてのもので、基本的に毎月 1 回のペースで掲載され、掲載数は最多（47 件）である。これに対し、もう一つは、尖閣諸島周辺海域にお

⁴ 抽出から漏れたものは、中国国内における法執行（11 件）及び緊急通報制度（1 件）に関するものであり、2020 年から 2022 年にかけて散見されたものの、2023 年以降は掲載されなくなっており、分類の対象からは外すこととした。

⁵ 尖閣諸島周辺海域における中国海警船による活動については「海上保安レポート 2024」の以下の URL を参照されたい。

https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2024/html/honpen/3_03_chap2.html

（閲覧日：2024.10.6）

いて操業する日本漁船等への対応（以下「尖閣日本漁船等接近事案」という。）についてのものであり、主に中国海警局報道官の発言を引用し、日本漁船等の「不法領海侵入」に対して必要な措置をとったことを発信する内容となっている。これを中国海警船の行動に着目し、時系列的に表 2⁶にまとめる。

整理番号	記事掲載日	対象船舶（日本）	中国海警船の対応措置
①	2023/1/30	新世丸等5隻	管理コントロール措置＋退去警告
②	2023/3/15	遊漁船1隻＋巡視船数隻	不詳
③	2023/7/13	瑞宝丸	管理コントロール措置＋退去警告
④	2023/10/17	鶴丸＋巡視船数隻	管理コントロール措置＋退去警告
⑤	2023/11/1	恵丸、鶴丸、第八泰生丸＋巡視船数隻	管理コントロール措置＋退去警告
⑥	2023/11/28	隆祥丸＋巡視船数隻	管理コントロール措置＋退去警告
⑦	2023/12/10	鶴丸＋巡視船数隻	管理コントロール措置＋退去警告
⑧	2024/1/27	鶴丸＋巡視船数隻	管理コントロール措置＋退去警告
⑨	2024/6/24	恵比寿丸等4隻＋巡視船数隻	管理コントロール措置＋退去警告
⑩	2024/7/4	鶴丸、善幸丸2＋巡視船数隻	管理コントロール措置＋退去警告
⑪	2024/7/11	三加丸＋巡視船数隻	管理コントロール措置＋退去警告
⑫	2024/8/15	鶴丸	管理コントロール措置＋退去警告

表 2：尖閣日本漁船等接近事案における中国海警船のハラスメント状況（時系列）

（2）南シナ海

当該海域カテゴリーに分類する記事は、南シナ海において領有権問題を有する岩礁をめぐり、中国とフィリピンの双方が現場海域で対峙する状況

⁶ 中国海警局：

整理番号 ① https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_234.html
 整理番号 ② https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_236.html
 整理番号 ③ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_242.html
 整理番号 ④ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_251.html
 整理番号 ⑤ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_255.html
 整理番号 ⑥ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_258.html
 整理番号 ⑦ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_262.html
 整理番号 ⑧ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_267.html
 整理番号 ⑨ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202406/t20240624_2320.html
 整理番号 ⑩ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202407/t20240704_2359.html
 整理番号 ⑪ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202407/t20240711_2374.html
 整理番号 ⑫ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202408/t20240815_2417.html

（閲覧日：2024.10.6）

が頻発しており、これに対する中国側の主張を発信するもの（以下「南シナ海事案」という。）である。このうち、中国海警局報道官談話から見て取れるスカボロー礁⁷における中国海警船の対応状況を時系列的に表 3⁸にまとめる。

整理番号	記事掲載日	対象船舶等 (フィリピン)	中国海警船の対応措置
①	2023/9/27	漁業・水産資源局公務船	必要な措置（口頭警告、航路管制等） → 有効に管理コントロール ※障害物の網を設置
②	2023/10/10	海軍小砲艦1隻	ステップ 1：制止忠告＋警告
			ステップ 2：口頭警告
			ステップ 3：必要な措置 (追跡監視排除、航路管制等) → 退去
③	2023/12/10	漁業・水産資源局公務船3隻	ステップ 1：制止忠告＋警告
			ステップ 2：口頭警告
			ステップ 3：必要な措置 (追跡監視排除、航路管制等) → 退去
④	2024/1/30	人員4名	退去警告
⑤	2024/2/11	海警9701船	ステップ 1：口頭警告
			ステップ 2：航路管制措置 → 排除退去措置
⑥	2024/2/15	漁業・水産資源局3005船	ステップ 1：口頭警告
			ステップ 2：航路管制措置 → 排除退去措置

⁷ フィリピンのルソン島の西約 200 キロ（EEZ 内）に位置する岩礁の一つ。2012 年から中国が実行支配を開始。2016 年の南シナ海仲裁裁判判断後も依然として現状は変わっていない。2024 年 7 月には、同海域周辺の環境調査結果を発表し、「自らの管轄権を主張し、実効支配を正当化するねらいもある」との報道がある。

NHK: <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240710/k10014508051000.html> (閲覧日: 2024.10.6)

⁸ 中国海警局:

整理番号 ① https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_249.html

整理番号 ② https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_250.html

整理番号 ③ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_264.html

整理番号 ④ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_269.html

整理番号 ⑤ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_273.html

整理番号 ⑥ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_274.html

整理番号 ⑦ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_276.html

整理番号 ⑧ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_287.html

(閲覧日: 2024.10.6)

⑦	2024/2/23	漁業・水産資源局3002船	ステップ1：制止忠告＋警告
			ステップ2：口頭警告
			ステップ3：必要な措置 (追跡監視排除、航路管制等) → 退去
⑧	2024/4/30	4410海警船 3004公務船	ステップ1：制止忠告＋警告
			ステップ2：必要な措置 (追跡監視排除、警告放水、阻止管制等) → 退去

表 3：スカボロー礁における中国海警船の対応状況（時系列）

スカボロー礁以外のものは、すべてスプラトリー諸島（中国名：南沙諸島）を構成する岩礁であるが、とりわけ、セカンド・トーマス礁⁹とサビナ礁¹⁰については、昨今双方の対峙が船体接触にまで発展する状況が確認されており、今後も留意が必要である。当該暗礁における中国海警船の対応状況

⁹ 1999年にフィリピン側が意図的に軍艦を座礁させ実効支配を実現、現在も兵士の常駐が継続しており、昨今、フィリピン側の補給活動をめぐり、現場海域での対峙が激化している。

NHK：<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240620/k10014486631000.html>（閲覧日：2024.10.6）

¹⁰ フィリピンの海警船「9701」が2024年4月17日から同年9月14日までの約5か月間にわたり、同暗礁付近海域に留まり続けていたことを示す記事がある。この間、フィリピン側の同船に対する補給活動をめぐり、中国海警船による対応が激化したものとみられる。

中国海警局：https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202409/t20240915_2462.html（閲覧日：2024.10.6）

を時系列的に表 4¹¹及び表 5¹²にまとめる。

整理 番号	記事掲載日	対象船舶等 (フィリピン)	中国海警船の対応措置	船体 接触
①	2023/9/8	補給船2隻 海警船2隻	厳しく警告 → 全行程に対する追跡監視 → 有効に規制	無
②	2023/10/22	運搬船2隻 海警船2隻	ステップ 1 : 制止忠告 + 警告 ステップ 2 : 口頭警告 ステップ 3 : 管制措置	有
③	2023/11/10	小型運搬船2隻 海警船3隻	追跡監視 → 管制措置	無
④	2023/12/10	海警船2隻 公務船1隻 補給船1隻	ステップ 1 : 制止忠告 + 警告 ステップ 2 : 管制措置	有
⑤	2024/1/27	小型航空機1機	リアルタイム追跡・監視による掌握 → 管理コントロール	無
⑥	2024/3/5	海警船2隻 補給船2隻	管理コントロール → 規制	有

11 中国海警局：

整理番号 ① https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_245.html
 整理番号 ② https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_254.html
 整理番号 ③ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_257.html
 整理番号 ④ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_263.html
 整理番号 ⑤ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_268.html
 整理番号 ⑥ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_278.html
 整理番号 ⑦ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_283.html
 整理番号 ⑧ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202406/t20240617_2310.html
 整理番号 ⑨ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202407/t20240710_2369.html
 整理番号 ⑩ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202407/t20240727_2386.html
 整理番号 ⑪ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202408/t20240819_2427.html
 整理番号 ⑫ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202409/t20240927_2474.html
 (閲覧日：2024.10.6)

12 中国海警局：

整理番号 ① https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202407/t20240702_2351.html
 整理番号 ② https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202408/t20240804_2394.html
 整理番号 ③ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202408/t20240819_2425.html
 整理番号 ④ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202408/t20240825_2438.html
 整理番号 ⑤ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202408/t20240829_2445.html
 整理番号 ⑥ https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202408/t20240831_2447.html
 (閲覧日：2024.10.6)

⑦	2024/3/23	海警船2隻 補給線1隻	ステップ1：制止忠告＋警告、航路管制	無
			ステップ2：規制→阻止→退去	
⑧	2024/6/17	補給船1隻 ゴムボート2隻	管制措置 (阻止警告、立入検査、強制退去等)	有
⑨	2024/7/9	病人搬送	全行程に対する監視調査	無
⑩	2024/7/27	民間船1隻	確認＋全行程に対する監督管理	無
⑪	2024/8/19	4410海警船	ステップ1：警告、航路管制	無
			ステップ2：管理コントロール措置	
⑫	2024/9/27	民間船1隻	確認＋全行程に対する監督管理	無

表 4：セカンド・トーマス礁における中国海警船の対応状況（時系列）

整理 番号	記事掲載日	対象船舶等 (フィリピン)	中国海警船の対応措置	船体 接触
①	2024/7/2	海警船 3 隻	全行程に対する追跡監視 →管理コントロール	無
②	2024/8/4	漁業・水産資源 局巡視船＋漁船 多数	追跡監視→有効に管理コントロール	無
③	2024/8/19	4410海警船	ステップ1：管理コントロール措置	有
		4411海警船	ステップ2：警告	
④	2024/8/25	3002号船	ステップ1：制止忠告＋警告	有
			ステップ2：全行程に対する追跡監視管理 コントロール→阻止退去	
⑤	2024//8/29	ヘリコプター 1 機	全行程に対する追跡監視	無
⑥	2024/8/31	9701海警船	口頭警告、追跡監視管理コントロール	有

表 5：サピナ礁における中国海警船の対応状況（時系列）

(3) 台湾海峡

当該カテゴリーに分類する記事は、2023 年 6 月 23 日、米国コーストガードの巡視船が台湾海峡を通過し、この事実の公開によって、メディアがセンセーショナルに報じたことについて、中国海警局報道官が反応したもの（以下「米艦船台湾海峡通航事案」という。）であり、この 1 件¹³のみで

¹³ 中国海警局： https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_241.html（閲覧日：2024.10.6）

ある。

(4) 北太平洋

当該カテゴリーに分類する記事は、中国海警船の定例巡航の一つに位置付けられる「北太平洋公海漁業執法巡航¹⁴」と呼ばれるものであり、2022 年と 2023 年の定例巡航に関する記事が 2 件¹⁵掲載されている。

(5) 金門

当該カテゴリーに分類する記事は 2 件¹⁶あり、台湾が実効支配している金門島周辺海域における中国海警船による巡視に関するもの（以下「金門島周辺海域巡視事案」という。）である。金門島沿岸では 2024 年 2 月 14 日、台湾当局の取締中に中国の漁船が転覆し、乗組員のうち 2 人が死亡している。当該記事 2 件の掲載日（1 件目：2024 年 3 月 16 日、2 件目：2024 年 5 月 3 日）は、いずれもこの死亡事故以降となっており、これをトリガーに中国側が対応をエスカレートさせたものと考えられ¹⁷、今後の動向に留意が必要である。

2 各維権執法事案の海警法との関係

ここでは、上記 1 で類型化した維権執法事案の海警法への当てはめを試みる。

(1) 尖閣定例巡航事案

まず、当該事案の例示として、2024 年 8 月 7 日の記事の原文¹⁸と訳文を

¹⁴ 四元吾朗、菱田健太郎、上田晋平「中国海警局の動向について—武警部隊編入後の海警事情を中心として—」海上保安大学校研究報告第 66 巻第 2 号（2022）82 - 83 頁。

¹⁵ 2022 年の巡航については、

中国海警局： https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_226.html（閲覧日：2024.10.6）。

2023 年の巡航については、

中国海警局： https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_246.html（閲覧日：2024.10.6）。

¹⁶ 中国海警局： https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_279.html 及び https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_288.html（閲覧日：2024.10.6）

¹⁷ NHK： <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240316/k10014392751000.html>（閲覧日：2024.10.6）

¹⁸ 中国海警局： https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202408/t20240807_2410.html（閲覧日：

併記する。下線は、筆者が便宜上付記したものである。

8月7日、中国海警 2204 艦艇編隊在我釣魚島領海内巡航。这是中国海警依法开展的维权巡航活动。/ 8月7日、中国海警 2204 艦艇編隊は、我が釣魚島領海内で巡航した。これは、中国海警が法に基づき展開する維権巡航活動である。

この文章は目下、当該事案における定型句とみてよいが、変化という観点で言えば、遡ること 2023 年 5 月 24 日の記事¹⁹からこの定型句が継続されており、それ以前の記事²⁰には下線部の記述がない。この下線部に出現する「維権巡航」という文言について、さらに 1 年後の 2024 年 6 月 7 日、中国海警局報道官が「日本側が我が釣魚島での維権巡航をセンセーショナルな報道²¹であおることについて談話を発表」と題して、これに言及しているので、以下に原文²²（抜粋）と訳文を併記する。下線 AB は、筆者が便宜上付記したものである。

（前略）6 月 7 日、中国海警 2501 編隊在我釣魚島領海内依法开展维权巡航 A 活动，这是我维护国家主权、安全和海洋权益 B 的例行性行动，（後略）/ （前略）6 月 7 日、中国海警 2501 編隊は、我が釣魚島領海内において、法に基づき維権巡航 A 活動を展開した。これは、我が方が国家

2024.10.6)

¹⁹ 中国海警局： https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_239.html（閲覧日：2024.10.6）

²⁰ 中国海警局： https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202405/t20240515_238.html（閲覧日：2024.10.6）

²¹ ここに言う「センセーショナルな報道」とは、この日に船隊を組んで尖閣諸島領海内に侵入した中国海警船 4 隻すべてが武器を搭載していることが初めて認知（基本的に 1 隻）され、これを多くのメディアが取り上げており、本談話は、こういった背景を受けての対応とみられる。

NHK： <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240607/k10014473641000.html>（閲覧日：2024.10.6）

²² 中国海警局： https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202406/t20240607_2290.html（閲覧日：2024.10.6）

の主権、安全及び海洋權益を擁護する B 定例的な行動であり、（後略）

この談話で重宝すべきは、下線部 A の「維権巡航」という文言の「維権」の部分に対して、より具体的な解釈を与えている点である。すなわち、「維権」という文言が下線部 B の「国家の主権、安全及び海洋權益を擁護する」ことを意味するものと解釈できるのである。当該センテンスは、海警法第 1 条にも出現する。以下、文法的視点から海警法第 1 条の文章構造をわかりやすく説明するため、原文と訳文を併記する。下線 CDE は、筆者が便宜上付記したものである。

为了规范和保障海警机构履行职责 c, 维护国家主权、安全和海洋权益 D, 保护公民、法人和其他组织的合法权益 E, 制定本法。/ 海警機構の職責履行を規範化し、及び保障し c、国家の主権、安全及び海洋權益を擁護し D、公民及び法人その他の組織の合法的權益を保護する E ため、本法を制定する。

文章全体の構成は、簡単に表記すれば「为了……，制定本法。」（……のために本法を制定する。）となり、「……」の部分に「C, D, E」が入り込んだ形と考えてよい。次に、「国家の主権、安全及び海洋權益を擁護する」に相当するのは、下線部 D であるので、当該センテンスをわかりやすく図示化し、図 1 に示す。下線部 D のセンテンスは、図 1 のとおり、文法的には「動詞＋目的語」（VO 構造）をとったものであると理解できる。動詞が「擁護する」となり、目的語は若干複雑ではあるが、「国家」を連体修飾語とした三つの名詞「主権」「安全」「海洋權益」の並列で構成されるものと考えてよい。このセンテンスが「維権」という文言とイコールが成立するということになれば、「維権」の「権」は「国家の主権」「国家の安全²³」「国

²³ 「国家の安全」とは、「国家の政権、主権、統一及び領土完全性、人民の福祉、経済社会の持続可能な発展並びに国家のその他の重大な利益が、相対的に危険がない、及び内外からの脅威を受けない状態に置かれ、並びに安全な状態を持続する能力を保障する

家の海洋權益」の三要素を含む概念であると整理可能である。

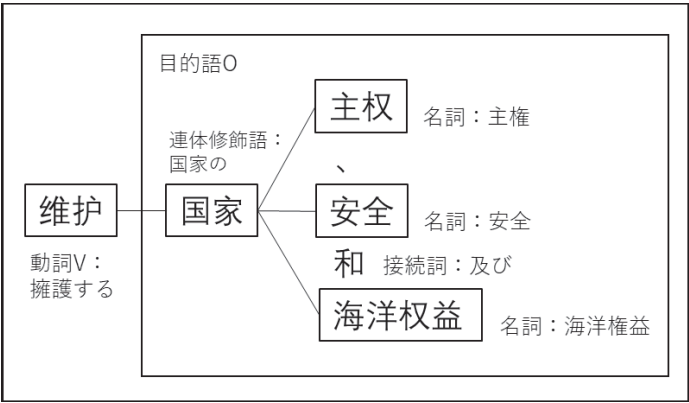


図 1：下線部 D のセンテンス構造

次に「維權巡航」という文言の「巡航」の部分に着目する。海警法上、「巡航」は、海警機構が履行する職責の一つとして、同法第 12 条第 1 項第 1 号²⁴において、「我が国管轄海域²⁵において巡航及び警戒を展開し「国家の主権、安全及び海洋權益を脅かす行為を予防し、制止し、及び排除する。」と定められており、「巡航」が「国家の主権、安全及び海洋權益」を擁護するための具体的行動手段であることを海警法でも明記しているものと理解できる。

(2) 尖閣日本漁船等接近事案

当該事案は、上述 (1) の尖閣定例巡航事案に引き続いて発生するものと理解されるが、当該事案の例示として、表 2 に掲げる整理番号⑪の事案の原文（抜粋）と訳文を併記する。下線 A～D は、筆者が便宜上付記したものである。

こと」を意味するとされる。

人民網：<http://theory.people.com.cn/GB/n1/2020/0417/c40531-31677811.html>（閲覧日：2024.10.6）

²⁴ 原文：第十二条 海警机构依法履行下列职责：（一）在我国管辖海域开展巡航、警戒，值守重点岛礁，管护海上界线，预防、制止、排除危害国家主权、安全和海洋权益的行为；

²⁵ 「管轄海域」についての解釈については、「前掲 14」84 - 87 頁を参照されたい。

(前略) 7 月 10 日, 日 “三加丸” 号渔船和数艘巡视船 A 非法进入我钓鱼岛领海 B, 中国海警舰艇依法对其采取必要管控措施 c 并警告驱离 D。

(後略) / (前略) 7 月 10 日、日本の漁船「三加丸」及び巡視船数隻 A が釣魚島領海に不法侵入 B し、中国海警艦艇は、法に基づきそれに対して必要な管理コントロール措置 c を取るとともに、退去するよう警告 D した。(後略)

「維権執法」の客体は、下線部 A のとおりであり、その違法形態は、下線部 B のとおりである。海警法第 17 条²⁶によれば、中国海警船には「不法に領海侵入した外国船舶」に対して「直ちに退去するよう命じる」権限又は「強制退去」等の措置を取る権限が賦与されている。また、同法第 21 条²⁷によれば、中国海警船には「外国軍用船舶及び非商業目的に供される外国政府船舶が我が国管轄海域において我が国の法令に違反する行為」に対して「必要な警戒及び管制措置を取って制止し、直ちに関係する海域から離れるよう命じる」とともに、さらに「命令に従わず深刻な危害又は脅威をもたらす」ものに対して「強制退去」等の措置を取る権限が賦与されている。日本漁船は、海警法上「外国船舶」と整理され、海上保安庁の巡視船は、海警法上「非商業目的に供される外国政府船舶」と整理されることから、これら両者が領海に「不法侵入」した場合、中国海警船から相応のハラスメントを被る可能性が生じることとなるが、現状は、下線部 C 及び D の対応にとどまっているものとみられる。下線部 C は、文言上、海警法には出現しないが、原文に照らせば、現場の状況を「管理・制御」する措置を意味し、現場の状況に照らせば、日本漁船に接近する段階において取ら

²⁶ 原文：第十七条 对非法进入我国领海及其以内海域的外国船舶，海警机构有权责令其立即离开，或者采取扣留、强制驱离、强制拖离等措施。

²⁷ 原文：第二十一条 对外国军用船舶和用于非商业目的的外国政府船舶在我国管辖海域违反我国法律、法规的行为，海警机构有权采取必要的警戒和管制措施予以制止，责令其立即离开相关海域；对拒不离开并造成严重危害或者威胁的，海警机构有权采取强制驱离、强制拖离等措施。

れる措置ということになる。これに伴う具体的な措置には、海警法に照らせば、同法第 16 条²⁸に言う対象船舶に対する「識別調査²⁹」「基本情報等の把握³⁰」「追跡監視³¹」等の行為から下線部 D に至る一連の措置が含まれるものと解されるが、下線部 C に言う「管理コントロール」の意味するところについては、別途後述する。

(3) 南シナ海事案

当該事案の例示として、表 3 に掲げる整理番号⑧の事案の原文（抜粋）と訳文を併記する。下線 A～F は、筆者が便宜上付記したものである。

（前略）4 月 30 日、菲律宾 4410 海警船、3004 公務船 A不顾中方一再劝阻和警告 C，执意侵闯中国黄岩岛邻近海域 B。中国海警依法采取跟监外逼 D、水炮警示 E、拦阻管制 F等必要措施，对非法侵闯的菲船只予以驱离，（後略）/ 4 月 30 日、フィリピンの 4410 海警船及び 3004 公務船 Aは、中国側の再三の忠告及び警告 Cを顧みることなく、執拗に中国黄岩島付近海域に不法侵入 Bした。中国海警は、法に基づき追跡監視排除 D、警告放水 E、阻止管制 F等の必要な措置を取り、不法侵入したフィリピン船舶を退去させた。（後略）

南シナ海事案にかかる「維権執法」の客体は、下線部 A のように、海警法第 21 条に言うところの「外国軍用船舶」又は「非商業目的に供される外国政府船舶」となる。違法行為の形態は、下線部 B のとおり、中国が領有権を主張する岩礁付近海域への「不法侵入」である。中国海警船の行動は、下線部 C～F のとおり、違法状態前の忠告・警告（C）に始まり、違法状態後は、徐々に行動をエスカレート（D<E<F）させ、最終的に退去を実現

²⁸ 原文：第十六条 为维护海上安全和秩序，海警机构有权依法对在我国管辖海域航行、停泊、作业的外国船舶进行识别查证，判明船舶的基本信息及其航行、作业的基本情况。对有违法嫌疑的外国船舶，海警机构有权采取跟踪监视等措施。

²⁹ 原文では「识别查证」。

³⁰ 原文では「判明船舶的基本信息及其航行、作业的基本情况」。

³¹ 原文では「跟踪监视」。中国海警局報道官の発言上では、この略語に相当する「跟監」という文言が多用されている。

したものとみられる。海警法第 21 条は、中国海警船が退去を実現する前段階で対象船舶を制止するため取るべき行動として必要な「管制措置」を取る権限を明示している。したがって、下線部 D～F は、海警法に照らせば、すべて「管制措置」の範疇での行動であると整理できるが、下線部 D に言う「排除」や下線部 F に言う「阻止」の意味するところについては、別途後述する。

(4) 米艦船台湾海峡通航事案

まず、本事案にかかる中国海警局報道官談話の原文³²（抜粋）と訳文を併記する。下線 A～D は、筆者が便宜上付記したものである。

（前略）6 月 21 日，美海岸警卫队“斯特拉顿”号炮舰过航台湾海峡 A并公开炒作。中国海警舰艇对其全程跟监警戒 B，依法依规应对处置。中国海警将加强在中国管辖海域的巡航执法 c，坚决维护国家主权、安全和海洋权益 D。/ 6 月 21 日、米国コーストガードの「ストラットン」号砲艦が台湾海峡を通航 Aするとともに、公開によってメディアをあおった。中国海警艦艇は、その全行程に対して追跡監視警戒 B し、法令に基づき対応・処理した。中国海警は、中国管轄海域の巡航執法 cを強化し、国家の主権、安全及び海洋權益 Dを断固として擁護していく。

下線部 A について、「維権執法」の客体は、米国コーストガードの巡視船ではあるものの、中国側は「砲艦」との文言を使用していることから、軍艦として整理している可能性はある。とはいえ、海警法上は、「外国軍用船舶」であれ「非商業目的に供される外国政府船舶」であれ、適用条文は第 21 条として整理されるはずであるが、当該条文の適用の前提として、法令違反行為があることが必要である。同報道官の発言趣旨から、中国側が米艦船等の台湾海峡通航を問題視していることは明らかなるも、通航そのものに不法行為があったかどうかについては言及していない。よって、同法

³² 「前掲 13」。

第 21 条を適用したとは考えにくい。では、何が問題視されるのであろうか。下線部 B と下線部 D に着目すると、これらキーワードに共通するのは、同法第 12 条第 1 項第 1 号³³である。すなわち、下線部 A は、下線部 D を脅かすものであり、これを「予防・制止・排除」するために下線部 B の行動を取ったものと整理できる。

その他、下線部 C の表現については、別途考察の対象とする。

(5) 北太平洋公海漁業執法巡航

これは、海警法上「国際条約に基づく管轄海域外の区域において請負う法執行任務」として、海警機構が履行する職責の一つ（海警法第 12 条第 1 項第 10 号³⁴）に位置付けられるとともに、上記 1 (4) のとおり、年 1 回の定例巡航に位置付けられるもので、定例巡航という観点では、上記 2 (1) の尖閣定例巡航と同じと理解されるかもしれないが、当該事案の記事の表題には「維権巡航」ではなく「執法巡航」という表現を用いている。これらの文言の使い分けについては、別途考察の対象とする。

(6) 金門島周辺海域巡視事案

まず、本事案にかかる 2024 年 5 月 3 日付掲載記事の原文³⁵及び訳文を併記する。

5 月 3 日、福建海警位金門附近海域依法开展常态執法巡查 A。中国海警将坚决维护管辖海域作业秩序和渔民生命财产安全 B。/ 5 月 3 日、福建海警は、金門附近海域において法に基づき常態的な執法巡查 A を展開した。中国海警は、管轄海域の作業秩序並びに漁民の生命、財産及び安全を断固として擁護 B していく。

当該事案について、その背景と下線部 B から読み取れる中国側の断固とし

³³ 原文：「前掲 24」。

³⁴ 原文：第十二条 海警机构依法履行下列职责：（十）依照法律、法规和我国缔结、参加的国际条约，在我国管辖海域以外的区域承担相关执法任务；

³⁵ 「前掲 16」。

た決意表明に鑑みれば、中国海警船の行動目的は、台湾当局の取締りから中国漁船を守るということである。これを海警法に当てはめた場合、中国の立場からすれば、如何に台湾が実行支配している海域といえども、それは国内という整理をしているはずである。海警法第 23 条第 2 項³⁶⁾は、中国海警船が関係法令に基づき海上における生産作業現場に対して監督検査を行うことを定めているほか、同法第 24 条³⁷⁾では、行政法執行を展開するにあたって、中国海警船の関係船舶に対する乗船、検査、進路規制及び継続追跡を認めている。下線部 A の文言は、「法執行＋巡回＋検査」を併せ持つ意味で使用されているものとみられるが、他の文言（「維権巡航」「巡航執法」「執法巡航」）との対比の観点から、別途考察が必要である。

3 中国海警船の行動にかかる考察

(1) 退去を意味する文言が複数存在

退去を意味する文言について、海警法上では、使い分けが存在する。また、中国海警局報道官談話においても、様々な退去を意味する文言が登場する。まずは、これを表 6 に整理する。

出典の別	退去を意味する文言	
	日本語	中国語
海警法	直ちに退去を命じる	责令其立即离开
	拒んで退去しない	拒不离开
	強制退去	强制驱离
中国海警局 報道官談話	退去警告	警告驱离
	退去させた	予以驱离
	退去を実施した	实施驱离
	追跡監視排除	跟监外逼
	排除退去	外逼驱离
	阻止退去	拦阻驱离

表 6：退去を意味する文言の出現状況

³⁶ 原文：第二十三条第二款 海警机构依照海洋资源开发利用、海洋生态环境保护、海洋渔业管理等法律、法规的规定，对海上生产作业现场进行监督检查。

³⁷ 原文：第二十四条 海警机构因开展行政执法需要登临、检查、拦截、紧追相关船舶的，依照本法第十八条规定执行。

表 6 のとおり、海警法上では、命令段階における退去（中国語：「离开」）と、強制措置段階における退去（中国語：「驱离」）について文言を使い分けていることがわかる。他方、中国海警局報道官談話には、「排除（中国語：「外逼」）」と「退去（中国語：「驱离」）」という二種類の文言が出現する。

「追跡監視排除」について、原文に即して言えば、「追跡監視によって対象船舶を強制的に外に追いやる」ということである。ここに言う「排除」という文言は、海警法には出現しないが、やや強制力が漂う表現である一方で、海警法に言う「強制退去」という文言とは敢えて区別して使用されているものと考えられ、強制措置の前段階での措置、すなわち海警法第 21 条に言う「管制措置（非実力行為）」の範疇と整理するのが妥当である。

「排除退去」については、「追跡監視排除」よりもエスカレートした措置と考える。客観的には、「排除」も「退去」も守るべきエリアから追い出すという意味に他ならないが、主観的には、追い出す手法や程度といったところに段階を設けて使い分けている可能性が高い。他方で、海警法に言う「強制退去」という文言とも敢えて区別しているものと考えられることから、いまなお「管制措置（非実力行為）」の範疇と整理可能である。

「阻止退去」については、原文に即して言えば、「進路を遮り退去させる」ということであるが、「阻止」の意味するところについては、後述する。

（2）海警法第 21 条にいう管制措置の概念

「管制措置」について、海警法上は具体的な定義を設けていないが、同法第 21 条から解釈するならば、同条が対象とするのはいわゆる艦船等（公船含む）であって、中国海警船が対象船舶に退去を命じる前段階で対象船舶を制止するため取るべき必要な措置であり、その後の強制措置とは一線を画した概念とも考え得る。他方、表 4 の整理番号⑧の事案では、海警法上で明文化していない艦船等への立入検査が実行されたとみられ、当該行為を「管制措置」と位置付ける中国の国内報道³⁸にも接しているところである。同報道によれば、「悪質な行動」をとる「フィリピン艦艇」に対し、

³⁸ 環球時報：<https://world.huanqiu.com/article/4IFYimvZT24?re=nextnews>（閲覧日：2024.10.6）

「管制措置」は相応にエスカレートした措置を取り得るものであり、「立入検査」や「強制退去」もこれに含まれるかのごとく説明がなされている。このような解釈ができるとなれば、管制措置は実力行為をも含む概念であるとの理解が可能である。

(3) 事態のフェーズを示唆する文言の存在

中国海警局報道官談話には、海警法の関連条文には出現しない、事態のフェーズを示唆するとみられる文言が登場する。ここでは、尖閣日本漁船等接近事案に多数出現する「管理コントロール」並びに南シナ海事案に出現する「規制³⁹」及び「阻止」という文言を取り上げ、これら文言が事態のフェーズを示すとの仮説を立て、考察する。

まず、「管理コントロール」について、上記 2 (2) のとおり、事態の早期段階を示唆する文言として使用しているとみられる。このフェーズは、中国海警船が対象船舶の違法状態を現認し、退去警告・命令を発する段階と整理する。

次に、「規制」について、表 4 の整理番号⑥の事案のとおり、「管理コントロール」の次の段階を示唆する文言として使用しているとみられる。このフェーズは、退去命令に従わないため、中国海警船が「管制措置」のレベルを徐々に上げていく段階と整理する。

次に、「阻止」について、表 4 の整理番号⑦の事案のとおり、「規制」の次の段階を示唆する文言として使用しているとみられる。このフェーズは、最終的な強制措置を取る段階と整理する。

ここで、改めて表 3 の整理番号⑧の事案に登場する「阻止管制」について考えてみたい。当該文言は、上記 2 (3) において「管制措置」と整理した。「阻止管制」とは、原文に即して言えば、進路を「遮り、阻止」するための「管制」ということになるが、表 3 の整理番号⑧の事案では、「警告放水」に引き続く措置として登場するものであり、当該事案では、放水によって対象船舶の進路を阻み、「阻止管制」措置をとって、最終的に退去を

³⁹ 原文では「規制」。

実現したものとみられる。「警告放水」の位置付けについて、表 3 の整理番号⑧とは別の事案であるが、中国海警局報道官が 2023 年 8 月 7 日の記者会見⁴⁰において「再三の口頭警告に効果がない状況下、直接阻止による衝突の発生を避けるため、放水銃を使用し警告を示した」旨発言している。これは、「警告放水」が間接的な「阻止」に位置付けられ、さらには、直接的な「阻止」としての「船体による直接の体当たり」というエスカレートした次の段階の措置を留保していることを示唆するものである。すなわち、「規制」から「阻止」へのフェーズ移行は、放水や船体による体当たりといった実力行為を伴っているかどうかで線引きしているのではないかと考えられるのである。また、そうであるなら、表 4 の整理番号⑧に登場する「阻止」は、次のフェーズへの移行を警告するものであって、いまなお「規制」のフェーズにあるとの整理が可能である。また、表 5 の整理番号④に登場する「阻止」は、退去させるための手段であると理解され、よって、「阻止退去」という行動は、実力行為を伴った管制措置の範疇との整理が可能である。

以上を踏まえ、中国海警船の尖閣日本漁船等接近事案と南シナ海事案における事態のフェーズとこれに応じた対応措置の関係を図 2 にまとめつつ、図 2 に登場するいくつかの文言について、以下補足する。

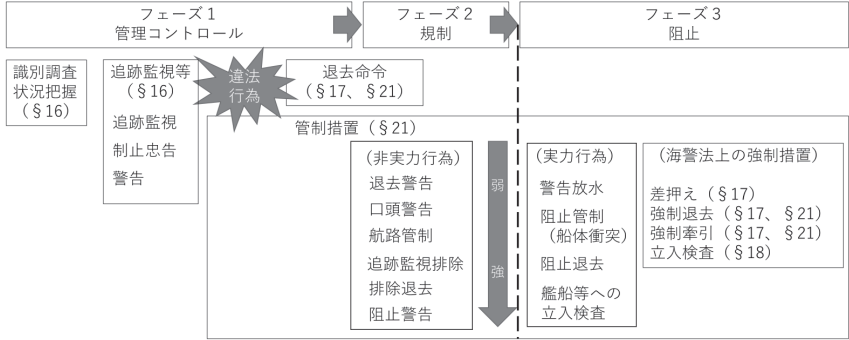


図 2：中国海警船の行動形態とフェーズとの関係

40 中国海警局 : https://www.ccg.gov.cn/hjyw/202405/t20240515_1119.html (閲覧日：2024.10.6)

図 2 のうち、管制措置の非実力行為に位置付けた「航路管制⁴¹」については、表 3 及び表 4 のとおり、南シナ海事案において多用される措置の一つであるが、表 3 の整理番号①の※のとおり、岩礁付近の可航水域に漁具等の障害物を設置し、物理的に対象船舶の進路を制限する措置とみられる。

管制措置の非実力行為に位置付けた「退去警告」については、表 2 のとおり、尖閣日本漁船等接近事案において多用される表現である。海警法に照らせば、適用条文（海警法第 21 条）上では、いずれも退去命令の前段階で管制措置をとる権限が担保されている。そもそも、命令と警告はセットであると考えれば、当該警告は、さらに強めの管制措置への移行を警告するものとするのが自然であろう。他方、南シナ海事案においても、表 3 の整理番号④のとおり、退去警告を行っているが、この客体は「人員」であり、適用条文を異にするものである。海警法第 22 条⁴²は、「国家の主権、主権的権利及び管轄権が海上において外国の組織及び個人の不法侵害を受け、又は不法侵害の急迫した危険に直面する」場合に、中国海警船が「武器の使用を含む一切の必要な措置を取って侵害を制止し、危険を排除する」ことを認めている。

管制措置の非実力行為に位置付けた「口頭警告⁴³」については、無線や船外用の拡声器を通じた言葉による各種警告を指すとみられる。表 3 及び表 4 のとおり、南シナ海事案の早期の段階で多用され、とりわけ違法行為発生後の段階における警告をこのように表現しているものと考えられる。

海警法上の強制措置としての「強制牽引⁴⁴」とは、曳航による強制移動（陸上言えば、車両の強制レッカー移動に相当。）を想定しているものとみられる。

(4) フェーズ 1 からフェーズ 2 への移行の判断材料

41 原文では「航路管制」。

42 原文：第二十二條 國家主權、主權權利和管轄權在海上正在受到外國組織和個人的不法侵害或者面臨不法侵害的緊迫危險時，海警機構有權依照本法和相關法律、法規，採取包括使用武器在內的一切必要措施制止侵害、排除危險。

43 原文では「喊話警告」。

44 原文では「強制拖離」。

尖閣諸島における中国海警船の行動については、中国海警局報道官の発言に基づけば、現状、図 2 のフェーズ 1 の段階にあるものとするのが自然であるが、では、どの時点でフェーズ 2 に移行したと判断できるだろうか。図 2 に基づけば、中国海警局報道官の発言に「規制」という文言が使われ始めた時点が一番わかりやすい判断材料であろう。又は、中国海警船の管制措置（非実力行為）のうち、程度がより強いもの（「追跡監視排除」「排除退去」）が文言として登場してくれば、フェーズ 2 に移行したものと判断できるのではないかと考える。フェーズ 3 の措置を警告する段階は、言うまでもなくフェーズ 2 と断言できよう。

（5）中国海警船の行動形態を示す呼称の存在

維権執法案事案について、中国海警公式サイト「維権執法」専用記事欄に掲載される記事を表 1 のとおり海域別で整理したが、中国海警局報道官談話をつぶさに見ていくと、当該報道官は、表 1 で整理した維権執法案事案の行動主体である中国海警船の行動を固有の呼称で表現していることがわかる。これを表 7 に整理する。

維権執法案事案の別	行動呼称	海警法への当てはめ
尖閣定例巡航事案	維権巡航	管轄海域における巡航（§12-1-1）
米艦船台湾海峡通航事案	巡航執法	管轄海域における警戒（§12-1-1）
北太平洋公海漁業執法巡航	執法巡航	管轄海域外における法執行（§12-1-10）
金門島周辺海域巡視事案	執法巡査	海上における生産作業現場に対する監督検査（§23-2）

表 7：維権執法案事案にかかる行動呼称

表 7 のとおり、中国海警局では、「維権執法」にかかる中国海警船の行動形態を示す呼称を海警法の適用条項に応じて使い分けているとみられる。その他、表 7 から漏れた尖閣日本漁船等接近事案と南シナ海事案については、海警法の適用条項に共通性が見出せる。すなわち、両事案とも海警法に照らせば、いずれも第 3 章「海上における安全保衛」の範疇にあるとの整理は可能である。

4 おわりに

尖閣諸島周辺海域における中国海警船の行動エスカレーションを推し

量る上で、南シナ海事案は一つの指標となり得る。図 2 に基づけば、現状、尖閣日本漁船等接近事案における中国海警船の行動は、フェーズ 1「管理コントロール」の段階にあるが、具体的に取られている管制措置は「退去警告」にとどまっており、フェーズ 2 への移行の兆候はないと考える。他方、南シナ海事案におけるそれは、最もエスカレートしたものでフェーズ 3「阻止」の段階に入っており、放水や船体衝突による進路阻止といった強制措置とみられる措置が顕在化している。尖閣諸島周辺海域においては、海上保安庁が「24 時間 365 日、常に巡視船を配備して領海警備にあたっており、国際法・国内法に則り、冷静に、かつ、毅然として対応⁴⁵⁾」している現状に鑑みれば、中国海警船にエスカレーションの口実を与える可能性は低いとみるが、中国海警局側がサラミ戦術で自ら行動を徐々にエスカレートさせる可能性は排除されるものではなく、微々たる変化にも敏感に察知・把握することが肝要である。とりわけ、尖閣日本漁船等接近事案において当面は、フェーズ 1 からフェーズ 2 への移行の見極めが必須と料する。本稿がこの見極めの一助となれば幸いである。

最後に、本稿初稿執筆時点（2024 年 10 月）以降も中国海警局報道官談話の内容に変化が見て取れる。具体的には、2024 年 11 月 14 日付の報道官談話⁴⁶⁾によれば、南シナ海スカボロー礁周辺海域における中国海警船の行動形態について、金門島周辺海域巡視事案と同じ「執法巡查」という文言で呼称するようになっている点である。これに先立ち、中国は同年 11 月 10 日、同礁の領海基線を公表したとの報道⁴⁷⁾もある。この両者の因果関係は明白と料され、今後の課題としたい。

⁴⁵⁾ 「前掲 5」。

⁴⁶⁾ 中国海警局：https://www.ccg.gov.cn/wqzf/202411/t20241114_2543.html（閲覧日：2024.12.12）

⁴⁷⁾ NHK：<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241110/k10014634681000.html>（閲覧日：2024.12.12）